

平成 17 年 度

医薬品産業実態調査（卸売業）の概要

1. 調査の概要

(1) 調査の目的

本調査は、医薬品卸売業の経営実態を把握し、医薬品産業の健全な発展に必要な施策を講ずるための基礎資料を得ることを目的とする。

(2) 調査の対象

本調査の対象は、平成18年3月31日現在において薬事法に基づき卸売一般販売業の許可を受けて、医薬品を販売し、又は授与している者の本社（本店）の全数を対象とした。

(3) 調査の内容

調査対象者の平成17年度分の連結決算実績（原則、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間に行われた決算）を調査した。

(4) 調査の方法

調査票の記入により回答を求めることとし、調査票の配布・回収は都道府県を経由して行った。

2. 用語の解説

(1) 医薬品の範囲

医療用医薬品…医家・調剤薬局向け医薬品

一般用医薬品…薬局・薬店向け医薬品

体外診断薬…医家向け臨床検査用の試薬

衛生材料…脱脂綿、ガーゼ等

(2) 後発医薬品の定義

既承認医薬品と有効成分が同一であって、投与経路、用法、効能及び効果が同一である医薬品である。通常、先発品である既承認医薬品の再審査期間及び特許期間経過後に市場に出される医薬品

(3) 一次卸：一次卸以外の定義

一次卸：全売上のうち卸売部門の売上高の占める割合が50%以上であり、そのうち、医薬品売上高の占める割合が50%以上で、かつ医薬品の総仕入高の50%以上をメーカーから直接仕入れている者

一次卸以外：上記以外の者

(4) 取扱区分

医療用専業：医薬品売上高のうち医療用医薬品売上高の占める割合が70%以上の者

後発品専業：医療用医薬品売上高のうち後発医薬品売上高の占める割合が70%以上の者

一般用専業：医薬品売上高のうち一般用医薬品売上高の占める割合が70%以上の者

医療用及び一般用兼業等：上記以外で医薬品を販売している者

3. その他

(1) 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入したものである。内訳合計と総計とは、一致しない場合もある。

(2) 調査票1～3は全社対象、1～6は㈱日本医薬品卸業連合会加盟社

(3) 平成10年度までは、単体決算の数値。平成11年度以降連結決算の数値である。

(4) 前年度以前の数値について、一部修正を行っているため、平成14年度の報告書の数値と変わっている部分がある。